

情報システムに係る政府調達について

第4回政府情報システム改革検討会資料
2010年(平成22年)11月24日

総務省行政管理局 技術顧問
岩丸良明

これまでの政府IT調達改革の概観

	背景	主な課題	主な対応策
1980年 ┆ 1990年	貿易の自由化促進 と貿易摩擦	IT市場参入機会拡大の ための枠組み作り	WTO政府調達協定適用対象の拡大 - 適用基準額の引下げ - 対象機関の追加 調達仕様の中立性確保
2000年 ┆ 2002年	政府部内IT基盤 整備の進展	安値落札を防ぐための 仕組み作り	国庫債務負担行為の活用 総合評価落札方式に加算方式の導入 低入札価格調査制度の活用 公正取引委員会との連携
2003年 ┆ 2006年	緊縮財政の下での 政府IT投資効果 への疑念	レガシー改革と随意契 約の縮減	レガシーシステムの刷新 - オープンシステム化 - 契約形態の見直し等 随意契約の緊急点検と見直し計画
2007年 ┆ 2009年	政府IT市場における 特定ベンダによる 寡占	競争環境作りの徹底と ベンダ依存体質からの 脱却	調達計画書の作成・公表 分離調達の実施 調達仕様書記載例の提示 モデル契約書の提示 等

政府IT調達改革取組事項のマップ

企画

調達計画書の作成・決定・公表

分離調達の検討

調達の進め方
に係る適切な
企画・立案

調達に資する
基礎データの
蓄積と透明性
の向上

調達事例の情報
共有・分析・活用
(調達事例DBの
運用)

FP、工数、費用
等の調達事例DB
への登録

調達担当官に対
する研修の実施
外部専門家の積
極的な活用

体制
強化

入札

競争入札参加資格制
度の運用弾力化

企業共同体に対する
入札参加資格の付与

要件定義等事業者な
どへの入札制限

意見招請における事業
者意見と対応の公表

提案に不可欠な情報を
網羅した曖昧さのない
仕様書の作成

オープンな標準に基づく
要求要件の記述

仕様書、RFP等の調達
事例DBでの公表

CIO補佐官活用等によ
る提案書審査体制確立

ライフサイクルコスト
の評価

総合評価落札方式での
加算方式による評価

CMM等ソフトウェア開発
プロセスの評価

人材のスキルの評価

入札参加に係る
制度運用の
改善

調達仕様書
等の適切な
作成

安値落札
の防止

低入札価格調査
基準の作成

低入札価格調査
制度の活用

低入札案件の公
取委への報告

情報
提供

入札結果等に係
る情報の公表

審査結果、不落
理理由等の事業者
への通知

契約

国庫債務負担行為
の活用

インセンティブ付契
約の導入

SLAの導入

損害賠償責任範囲
の明確化

知的財産権の帰属
、瑕疵担保責任の
明確化

仕様変更手続、
EVM等に関する規
定の明記

契約日の遡及禁止

契約の適正化
と明確化

実作業

ISO/IEC12207によ
る開発作業等の標
準化

EVM等開発工程管
理手法の導入

EVM等に基づく作
業の進捗管理

分離調達事業者間
の協議の場設置

プロジェクト
マネジメント
の強化

検収

検収基準・方法
の明確化

検収の適切
な実施

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」
(平14.3.29情報システムに係る政府調達府省
連絡会議了承、平16.3.30改定)の取組

「情報システムに係る政府調達の
基本指針」(平19.3.1CIO連絡会議決定)
の取組

政府IT調達に係る主な課題と要因

 最適化プロジェクトが大幅に遅延



- 当初に計画立てたスケジュールがそもそも無理な短工期となっていないか
- 要件定義スキルが不足し、調達仕様書に曖昧さや抜け漏れ等が発生していないか
- プロジェクトの工程管理スキルが不足し、進捗・品質管理が適切に行えていないのではないか

 組織縦割りでシステムを構築



- 組織ごとに縦割りでIT資源を調達しており、重複投資が発生していないか
- ハードウェア・ソフトウェアが多種となり、運用時の総コスト高になっていないか
- ソフトウェアライセンスのボリュームディスカウント等を活用できていないのではないか

 費用見積りの規模が不透明



- 概算要求や予定価格の積算時にベンダ見積りに頼りすぎていないか
- ベンダ見積りの精度を科学的アプローチでチェックする知識・スキルが不足していないか
- 積算の手がかりとなる過去のコスト実績データや積算の指針がないのではないか

 レガシーシステムの運用コストが大



- 運用・保守コストの見積りをベンダに丸投げしていないか
- 安定稼働の強みを非機能要件（保守要件等）の適切さにつなげられていないのではないか
- システムに組み込まれた業務ロジックを把握・理解できていないのではないか

強化が必要な「IT発注力」

- これまでのIT調達改革は、事業者参加機会の拡大や、調達手続の公平性・透明性の向上、レガシー刷新に注力してきた
- 一方、ITに係る投資対効果を高めていくためには、ITプロジェクトを成功に導き、プロジェクトの目標すなわち事業戦略目標の成果を確実に引き出していくための方策を強かに講じていくことが必要ではないか
- そのためには、従来から取り組んできた調達手続面の見直しとともに、調達の前提となる「IT発注力」を強化することが大切ではないか
- これまでの業務・システム最適化プロジェクト等の教訓から見ると、政府のIT発注力における最も重要な課題は次の3点
 - ・ITプロジェクトを計画立てする力（＝ITプロジェクトの見積り能力）
 - ・情報システムの内容を明確に記述する力（＝要件定義能力）
 - ・成果物やプロジェクトを理解する力（＝IS理解能力）
- 今後は、IT発注力を重点的に強化するとともに、これと合わせてITプロジェクトを成功に導くための調達手続面の改革を行うことが重要ではないか
- この取組みに当たっては、事業者とのパートナーシップを適切に形成していくという視点が大切

IT発注力の向上に向けて 検討すべき主なテーマ(例)

■ITプロジェクトの見積り能力の向上

- しっかりとした要件定義に基づく根拠ある見積りを実施する
- 工程の進捗に応じた見積り方法を適用する
- ベンダへの見積り依頼の際には、適切な情報の開示と期間をとる
- 見積りに関する知識・スキルを向上させる

■要件定義能力の向上

- 関連部署と一体となった要件定義を実施する
- 支援事業者との適切な役割分担を認識する
- 要件定義の内容整理とリスクを認識する
- 要件定義に関する知識・スキルを向上させる

■IS理解能力の向上

- 設計・開発業務を委託した際、その委託業務が適切に遂行されていることを理解し、管理する
- 設計書等の成果物が適切に作成され、期待した要件を実現していることを理解し、管理する
- 開発された情報システムが、要件を適切に実現して出来上がっていることを確認し、検収する
- 情報システムが稼働した後、適切に運用されていることを理解し、管理する
- 支援事業者の支援を適切に理解し、管理する
- ISの理解に必要な知識・スキルを向上させる

IS:Information System 情報システム

【ご参考】

政府調達に関する基本的な枠組み

WTO政府調達協定

- 1979年4月に作成され、1987年2月に改正された「政府調達に関する協定」
- 政府機関等による製品の調達に次が適用される
 - ① 内国民待遇の原則
 - 他の締約国の製品及び供給者に与える待遇を自国の製品及び供給者に与える待遇と差別しないこと
 - ② 無差別待遇の原則
 - 他の締約国の製品及び供給者であって締約国の製品を提供するものに与える待遇をそれ以外の締約国の製品及び供給者に与える待遇と区別しないこと
- 第6条 入札説明書において、次のことをしてはいけない
 - ① 調達に当たって適合することを要求する要件として商標、商号、特許、デザイン若しくは型式又は産地、生産者若しくは供給者を特定すること
 - ② 当該要件の説明においてこれらに言及すること

会計法(＋予算決算及び会計令)

- 第29条の3 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。
- 第29条の6 契約担当官等は、競争に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする

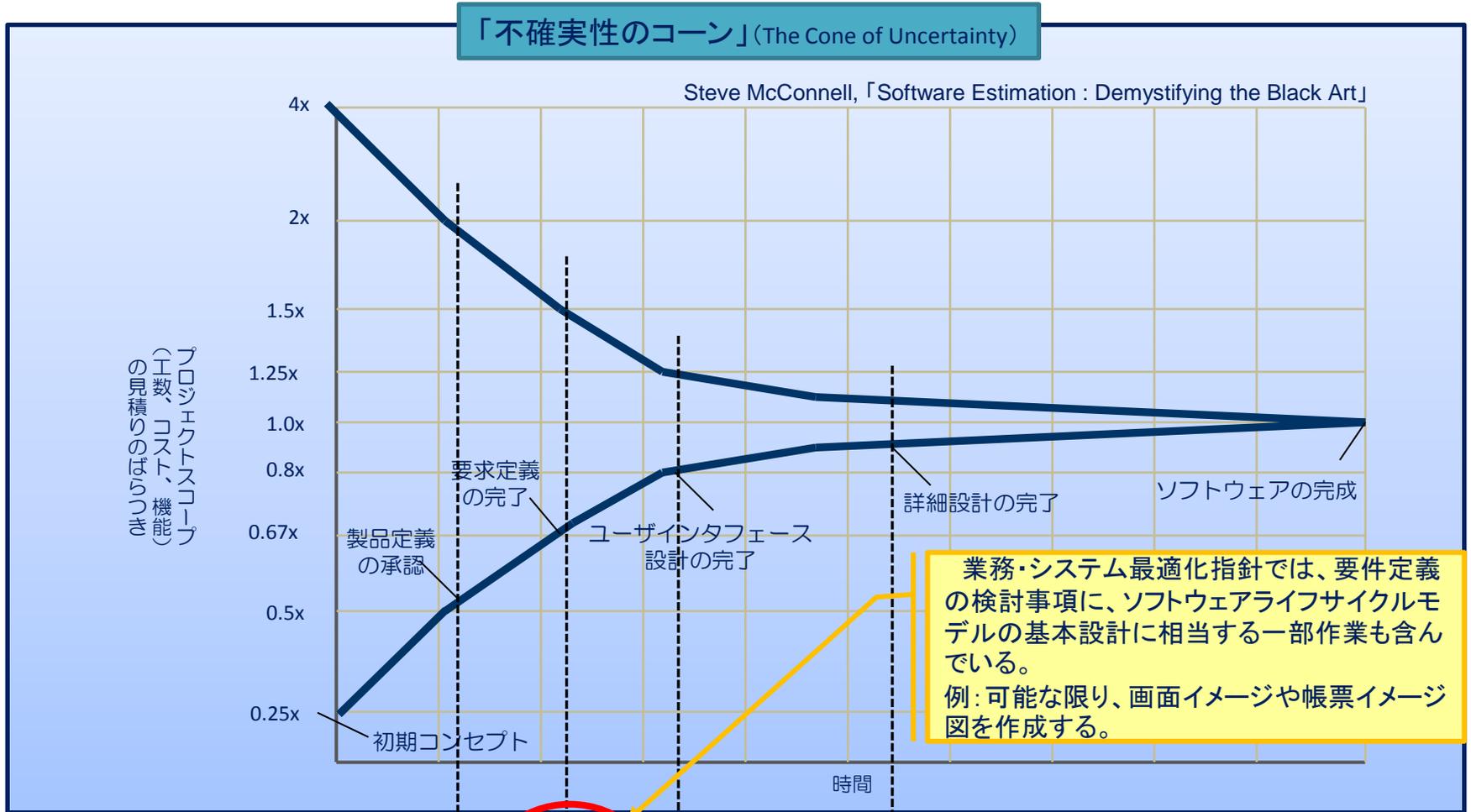
日本国憲法

- 第86条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない

財政法

- 第11条 国の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする

工程の進展と見積り精度の関係



ソフトウェアライフサイクル (共通フレーム2007)	企画	要件定義	基本設計	詳細設計	製作・テスト・移行・運用準備	運用 ・保守
最適化ガイドライン・調達指針	最適化計画	要件定義		設計・開発・テスト・移行		運用 ・保守